

○国土交通省告示第五百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年五月一日

国土交通大臣臨時代理

国 務 大 臣 若 林 正 俊

第1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第2 事業の種類 九州新幹線博多・新八代間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、水路、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 福岡県筑紫郡那珂川町大字松木字ツタカ尻及び字平石並びに大字上梶原字内河、字中ノ瀬及び字荒谷地内

佐賀県鳥栖市山浦町字三本谷、幸津町字西中野及び儀徳町字中野地内

福岡県久留米市洗町字二丁目、京町字五丁目、字四丁目及び字三丁目、縄手町字三角及び字垣添、白山町字中牟田、字横枕二及び字横枕一、荘島町字西弓町及び字新町、津福本町字平島、字村中、字田中、字妙見、字中古賀、字貝本、字松山、字松崎及び字武社田、津福今町字足形、字北才五郎、字西原、字高低及び字下牟田、荒木町白口字頭渕、字牟田田、字東屋敷及び字源右エ門城戸並びに三瀧町西牟田字平野、字鳥越、字十八及び字銭亀地内

福岡県筑後市大字山ノ井字浦田、字前田及び字諏訪ノ前、大字和泉字花田、字野口山及び字田代、大字野町字向トノエ、字北山、字下ノ出口、字野口及び字坂田町、大字上北島字井原口、字野口、字野町下、字赤土、字川原田、字大堤、字外輪崎及び字池田、大字常用字北山、字福市、字中野山、字野中及び字前野並びに大字津島字福市、字野内、字皿ヶ町、字西美田及び字餅町地内

福岡県大牟田市大字岩本字屋山、字宮ノ前、字中牟田、字高田、字道添及び字下川原並びに大字宮部字小池及び字久保山地内

熊本県玉名市玉名字中無田及び字石町並びに両迫間字龍王田、字日渡、字馬草田、字用田、字古閑前、字西津留、字木ノ本、字久保、字垣添、字川端及び字土井の元地内

熊本県玉名郡玉東町大字山口字黒石、大字木葉字黒石、大字白木字彼岸田及び字元日並びに大字西安寺字上ノ原及び字地藏浦地内

熊本県熊本市太郎迫町字大原、字本村屋敷、字上鶴、字下鶴及び字前田、立福寺町字山口屋敷及び字坂ノ下、和泉町字甚田寄及び字上村原、釜尾町字常福寺、字野口分、字川原田及び字津留並びに池田四丁目地内

熊本県下益城郡富合町大字清藤字天神免、字西ノ前及び字間添、大字志々水字大坪及び字雨田、大字古閑字草坪、字下江中島及び字江中島並びに大字田尻字平碓、字戸崎前、字穂足、字四反田及び字八反田地内

2 使用の部分 福岡県筑紫郡那珂川町大字松木字ツタカ尻及び字平石、大字下梶原字瀬戸並びに大字上梶原字内河、字中ノ瀬及び字荒谷地内

佐賀県鳥栖市山浦町字中原、字三本谷及び字古野、幸津町字西中野並びに儀徳町字中野地内

福岡県久留米市洗町字二丁目、京町字五丁目、字四丁目及び字三丁目、縄手町字三角及び字垣添、白山町字中牟田、字横枕二及び字横枕一、荘島町字西弓町及び字新町、津福本町字平島、字村中、字田中、字妙見、字中古賀、字貝本、字松山、字松崎及び字武社田、津福今町字足形、字北才五郎、字西原、字高低及び字下牟田、荒木町白口字頭淵、字牟田田、字東屋敷及び字源右エ門城戸並びに三潞町西牟田字平野、字鳥越、字十八及び字銭亀地内

福岡県筑後市大字山ノ井字浦田、字前田及び字諏訪ノ前、大字和泉字花田、字野口山及び字田代、大字野町字向トノエ、字北山、字下ノ出口、字野口及び字坂田町、大字上北島字井原口、字野口、字野町下、字赤土、字川原田、字大堤、字外輪崎及び字池田、大字常用字北山、字福市、字中野山、字野中及び字前野並びに大字津島字福市、字野内、字皿ヶ町、字西美田及び字餅町地内

福岡県大牟田市大字岩本字屋山、字宮ノ前、字中牟田、字高田、字道添及び字下川原並びに大字宮部字小池及び字久保山地内

熊本県玉名市玉名字中無田及び字石町並びに両迫間字龍王田、字日渡、字馬草田、字用田、字古閑前、字西津留、字木ノ本、字久保、字垣添、字川端及び字土井の元地内

熊本県玉名郡玉東町大字山口字黒石、大字木葉字黒石、大字白木字彼岸田及び字元日並びに大字西安寺字吉丸、字上ノ原、字地藏浦、字八立山及び字横平山地内

熊本県鹿本郡植木町大字円台寺字菱形及び字本村屋敷地内

熊本県熊本市太郎迫町字大原、字本村屋敷、字上鶴、字下鶴及び字前田、立福寺町字山口屋敷及び字坂ノ下、和泉町字甚田寄、字上村原、字皮籠石、字中尾屋敷、字迫畑及び大塚原、釜尾町字常福寺、字野口分、字川原田及び字津留並びに池田四丁目地内

熊本県下益城郡富合町大字清藤字天神免、字西ノ前及び字間添、大字志々水字大坪及び字雨田、大字古閑字草坪、字下江中島及び字江中島並びに大字田尻字平碓、字戸崎前、字穂足、字四反田及び字八反田地内

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、博多駅から新八代駅までの延長129.97kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「九州新幹線博多・新八代間線路建設工事及び

これに伴う附帯工事並びに市道、町道、水路、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「九州新幹線博多・新八代間線路建設工事」（以下「本体事業」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第12条第1項第1号に関する事業であり、法第3条第7号の2に掲げる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴い遮断される市道、町道、水路、農業用道路及び農業用水路の付替工事のうち、市道及び町道の付替工事はそれぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、水路の付替工事は、同条第2号に掲げる公共の利害に係のある河川に利水の目的をもって設置する水路に関する事業に該当し、農業用道路及び農業用水路の付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路等設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第4条第1項の規定に基づき運輸大臣（現国土交通大臣。以下同じ。）が昭和47年6月29日付けで基本計画を決定し、同法第7条第1項の規定により運輸大臣が昭和48年11月13日付けで整備計画を決定、同日付けで同法第8条の規定により日本国有鉄道に建設指示（現在は鉄道・運輸機構が承継）を行い、その後、平成12年12月18日付け政府・与党申合せを踏まえ、日本鉄道建設公団（現鉄道・運輸機構）が平成13年4月25日付けで同法第9条第1項の規定により工事実施計画（その1）の認可を、鉄道・運輸機構が平成16年6月24日付けで工事実施計画（その1）の変更認可を受けており、さらに、平成16年12月16日付け政府・与党申合せを踏まえ、鉄道・運輸機構が平成17年12月26日付けで工事実施計画（その2）の追加認可を受けていることなどから、起業者である鉄道・運輸機構は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

九州新幹線（博多・鹿児島中央間）は、博多駅を起点とし、熊本駅、新八代駅などを経由し、鹿児島中央駅を終点とする延長約257kmの新幹線であり、これらの地域を直結することにより、経済活動や産業、観光等の開発に寄与し、国内高速輸送体系の整備の一環として、国土の均衡ある発展に重大な役割を果たし、国民経済の発展と生活領域の拡大に資することを目的とするものである。なお、新八代駅から鹿児島中央駅までの間は平成16年3月13日より既に営業を開始している。

本件事業の完成により、福岡市、熊本市、八代市などが高速性、大量輸送性等を

特徴とする新幹線で結ばれ、博多駅・新八代駅間の所要時間が現在の94分から約45分に短縮されるなど、各都市間を移動する交通の利便性が向上するものである。新幹線による交通の利便性の向上は、日常的な生活圏、市場圏、ビジネス圏等の行動可能領域の拡大をもたらし、人的交流の活発化に伴う情報、知識、サービスの地域間流動を増大させ、地域のポテンシャルを増進することとなる。また、産業立地条件の向上により、企業誘致等を刺激し、地域経済の活発化や雇用機会の創出、地域生活の向上、安定化が図られ、観光面においても旅行範囲の拡大、新たな旅客の誘発等に寄与することとなる。

需要予測については、整備新幹線に関する調査（昭和54年運輸省調査）以来用いられているMDモデル（昭和47年財団法人運輸調査局作成）により、平成22年度を予測年度として予測されているところ、その結果は、博多駅・熊本駅間24,000人キロ／日キロ、熊本駅・新八代駅間13,300人キロ／日キロとなっている。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の実施対象外の事業であるが、昭和61年10月に「整備五新幹線の環境影響評価の実施について」（昭和54年運輸大臣通達）に基づき日本国有鉄道が環境影響評価（以下「昭和61年評価」という。）を実施し、さらに平成10年2月に船小屋・新八代間、平成13年4月に博多・船小屋間についてそれぞれの工事実施計画認可の申請にあたり、昭和61年評価から10年以上経過していることにかんがみ、日本鉄道建設公団が、現地調査、文献調査結果等をもとに昭和61年評価のリニューアルを図ったところ、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、防音壁の設置等により、また、振動については一部地盤の弱い箇所を通過するものの地質に適合した構造物を設置することにより環境基準等を満たすものと評価されている。さらに、本件事業認定の申請にあたり、起業者は、騒音について、最新の予測手法等に基づき任意で再評価を行ったところ、一部環境基準を超える値が見られるものの、防音壁の嵩上げ等の追加対策を施すことにより環境基準等を満たすものと評価されている。起業者は、以上の環境影響評価結果等を踏まえ、防音壁の設置等を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。なお、本件区間内の土地には、環境省レッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠA類として掲載されているクロツラヘラサギの生息が確認されているが、起業者は生態調査を行うとともに、学識経験者及び関係自治体等からなる検討委員会を設置し、指導及び助言を受けて、クロツラヘラサギの飛来期間外に工事を施工することとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が70箇所存在するが、起業者は、福岡県教育委員会、佐賀県教育委員会及び熊本県教育

委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、交通の利便性の向上を主な目的とするものであり、その事業計画は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第3条により定めた実施基準等の規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、設置される駅の位置、各駅間のルートについて、都市の規模及びその周辺の状況を踏まえながら在来線との接続を容易にするなど交通の利便性を考慮し、学校や病院等の公共施設及び集落を可能な限り避け、周辺の土地利用への影響を極力少なくするとともに、地すべり地帯等軟弱地盤を極力避け、線形、勾配、地質及び構造物等の技術的条件を考慮するなど、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道、町道、水路、農業用道路及び農業用水路付替工事並びに工事用道路等設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、九州新幹線の完成により交通の利便性の向上等が図られ、さらに平成16年12月16日付け政府・与党申合せにより平成22年度末までの開業を目指すこととされていることから、できるだけ早期に九州新幹線を建設する必要があると認められる。

また、九州新幹線建設促進期成会（福岡県・佐賀県・熊本県・鹿児島県）より、九州新幹線の早期開業に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県筑紫郡那珂川町役場、同  
県久留米市役所、同県筑後市役所、同県大牟田市役所  
佐賀県鳥栖市役所  
熊本県玉名市役所、同県玉名郡玉東町役場、同県鹿本郡植木町役場、同県熊本市役  
所、同県下益城富合町役場